

会計・開示ダイジェスト

会計及び開示を巡る動向 2024年12月号

No.25-01

有限責任 あずさ監査法人



会計・開示ダイジェストは、日本基準及びIFRS®会計基準等の会計及び開示の主な動向についての概要を記載したものです。

1. 企業会計基準委員会（ASBJ）、日本公認会計士協会（JICPA）及びサステナビリティ基準委員会（SSBJ）

今月、特にお知らせする事項はありません。

2. 東京証券取引所

今月、特にお知らせする事項はありません。

3. 金融庁

【改正案】

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について

2024年12月24日、金融庁は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」（以下「本改正案」という。）等を公表し、パブリックコメントの募集を開始しました。

本改正案では、企業会計基準委員会より、企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等が公表されたことを受け、表示や注記事項等について、所要の改正を行うことが提案されています。

本改正案は公布の日から施行される予定ですが、改正後の規定は、2027年4月1日以後に開始する連結会計年度等（連結会計年度又は中間連結会計期間）に係る連結財務諸表又は第1種中間連結財務諸表若しくは第2種中間連結財務諸表及び事業年度等（事業年度又は中間会計期間）に係る財務諸表又は第1種中間財務諸表若しくは第2種中間財務諸表に適用され、同日前に開始する連結会計年度等に係る連結財務諸表等及び事業年度等に係る財務諸表等については、なお従前の例によるとされています。

コメントの募集期限は2025年1月24日です。

あずさ監査法人解説資料：[ポイント解説（2025年1月8日）](#)

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について

2024年12月27日、金融庁は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等を公表し、パブリックコメントの募集を開始しました。

本改正案では、企業会計基準委員会（ASBJ）より公表されている企業会計基準公開草案第82号（企業会計基準第27号の改正案）「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」等の内容を受けて、特別法人事業税について、事業税（所得割）と同様の取扱いとすることが提案されています。

ASBJにおける上記の公開草案の結果を踏まえ公表される企業会計基準「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用日を踏まえて、財務諸表等規則等が施行される予定です。

コメントの募集期限は2025年1月27日です。

あずさ監査法人解説資料：[ポイント解説（2025年1月9日）](#)

【Information】

「記述情報の開示の好事例集2024（第2弾・第3弾）」の公表（サステナビリティに関する考え方及び取組の開示②・③）

2023年1月に改正された「企業内容等の開示に関する内閣府令」において、有価証券報告書等にサステナビリティに関する考え方及び取組の記載欄が新設されました。金融庁では本改正を踏まえ、どのような開示が投資判断にとって有益と考えられるのかについて、昨年に引き続き、投資家・アナリスト・有識者及び企業を構成員とする勉強会を開催し、検討を行っています。

2024年12月に公表された事例集では、サステナビリティに関する考え方及び取組の開示のうち、気候変動関連等（第2弾）、人的資本、多様性及び人権（第3弾）に関して議論された内容を踏まえて、具体的な事例とともに「投資家・アナリスト・有識者が期待する主な開示のポイント」及び「好事例として取り上げた企業の主な取組み」を掲載しています。

「有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会」の設置

金融庁は2024年12月17日、有価証券報告書の定時株主総会前の開示に向けた環境整備に関する連絡協議会（会議は非公開）の設置を公表しました。

本研究会は、2024年4月に岸田総理大臣（当時）からの、企業と投資家の一層の対話の促進に向けて、より多くの企業において有価証券報告書の定時株主総会前の開示（以下「総会前開示」という。）がされるよう、環境整備について金融庁を中心とした検討を進める旨の発言を受け、設置されたものです。

その上で、本研究会では、コーポレートガバナンスの実質化及び企業と投資家の対話の促進の観点から、総会前開示に向けた環境整備について検討・推進するために、総会前開示に係る課題及び具体的な施策について実務的な検討を行うことが予定されています。

4. 法務省

【意見募集】

「会社計算規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集

法務省は、2024年12月6日、企業会計基準委員会による実務対応報告第46号「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」の公表等を受けて、「会社計算規則の一部を改正する省令案」（以下「省令案」という。）に関する意見募集を開始しました。本省令案では、主に国際最低課税額に対する法人税等の損益計算書及び注記表の取扱いに関する改正が提案されています。

本省令案については、公布の日から施行し、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る計算書類及び連結計算書類について適用する予定とされています。

なお、意見募集は2025年1月17日に締め切られています。

あずさ監査法人解説資料：[ポイント解説（2024年12月11日）](#)

5. 国際会計基準審議会 (IASB)、IFRS解釈指針委員会 (委員会) 及び国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB)

【最終基準】

「自然依存電力を参照する契約—IFRS第9号及びIFRS第7号の改訂」

IASBは、2024年12月に自然依存電力を参照する契約の会計処理に関する実務上の課題に対応するため、IFRS第9号「金融商品」及びIFRS第7号「金融商品：開示」の改訂を公表しました。

本改訂の適用範囲は、自然依存電力を参照する契約に限定され、その他の契約等に類推適用することは禁止されています。また、自然依存電力を参照する契約とは、発電の源泉が天候等の制御不能な自然条件に依存するため、基礎となる電力量の変動リスクに企業が晒される契約をいいます。

自然依存電力の購入者は、電力を利用できないタイミングで電力を購入せざるを得ないリスクに晒されています。また、対象の電力が取引されている電力市場のデザイン及び運用上の理由から、企業が使用されなかった電力を一定期間内で売却することを回避する実際上の能力を有さないケースもあります。本改訂では、そのような状況での電力の売却は、「自己使用」の例外の要求事項の適用にあたり、企業が純額では電力の買手であること等の一定の条件を満たす場合には、ヘッジ会計の適用要件（契約が電力の購入者である企業の予想される使用の必要に従って締結され、保有されていること）と必ずしも不整合を生じるものではない旨が明確化されています。

また、自然依存電力を参照する契約をヘッジ手段として電力の予定取引のヘッジを行う場合、ヘッジ手段が参照する発電設備から供給されると予想される変動電力量と一致する変動電力量の名目量をヘッジ対象として指定することが認められました。

本改訂は2026年1月1日以後開始する事業年度より適用されますが、本改訂の公表日以後開始する報告期間より早期適用することも認められます。

あずさ監査法人解説資料：[ポイント解説（2025年1月8日）](#)

6. 米国財務会計基準審議会（FASB）

【公開草案（会計基準更新書案（ASU案））】

ASU案「環境クレジット及び環境クレジット債務（トピック818）」

FASBは、2024年12月に企業が購入・受領または生成して保有する環境クレジット、並びに環境クレジットによって決済可能な環境クレジット債務に適用されるASU案を公表しました。

本ASU案における主な提案内容は、以下のとおりです。

- 本ASU案の適用対象となる「環境クレジット」及び「環境クレジット債務」について、主に以下のように定義する。
 - 環境クレジット：排出、または交換取引によって別個に移転可能な他の汚染を防止、管理、削減または除去するための強制力がある権利をいう。
 - 環境クレジット負債：排出、または環境クレジットによって決済することが要求される（または、要求されうる）他の汚染を防止、管理、削減または除去するための規制対応のコンプライアンスプログラムから生じる強制力がある債務をいう。
- 環境クレジットについて、
 - 環境クレジット債務の決済において使用される、または交換取引において譲渡される可能性が相当程度高い（probable）環境クレジットは、原則として取得原価で資産として認識する一方、それ以外の環境クレジットは発生時に費用処理する。
 - 資産として認識された環境クレジットは、環境クレジット債務の決済に使用される可能性が相当程度高い（probable）か否かにより、規制対応の環境クレジット（compliance environmental credit）と非規制対応の環境クレジット（noncompliance environmental credit）に分類され、それぞれ以下のように事後測定する。
 - ・ 規制対応の環境クレジット：取得価額で事後測定し、再測定は行わない。そのため、報告期間ごとの減損テストは要求されない。
 - ・ 非規制対応の環境クレジット：取得価額から減損損失を控除した金額で事後測定し、各報告期間末における公正価値との比較による減損テストが要求される。なお、一部の非規制対応クレジットには公正価値（事後の変動は純損益で表示）で事後測定する会計方針を選択できる。
- 環境クレジット債務について、
 - 各報告日以前に発生した事象（温室効果ガスの排出等）が環境クレジット債務を生じさせる場合に認識することが要求される。そのため、企業の自発的な環境対応への取組みや数値目標は環境クレジット債務を生じさせない。

- 負債として計上された環境クレジット債務は、企業が保有し報告日時点において債務の決済に使用することが見込まれる規制対応環境クレジット（資産）の帳簿価額により当初及び事後測定される。企業が債務に対応する十分な規制対応の環境クレジットを保有していない場合、不足部分については、当初及び事後において、報告日時点における不足部分を決済するのに必要となる環境クレジットの公正価値によりされる。
- 環境クレジットと環境クレジット債務のそれぞれについて、
 - 期中報告期間及び年度報告期間において、定量的及び定性的な情報を開示する。

本ASU案に基づく改訂は、遡及適用し、累積的影響額を利益剰余金（もしくは適切な資本・純資産の項目）の適用開始年度の期首残高を通じて調整することが提案されています。本ASU案に基づく改訂の発効日は本ASU案に寄せられるコメントを踏まえて決定されます。早期適用を認めることも併せて提案されています。

コメントの募集期限は、2025年4月15日です。

KPMG関連資料：[Defining Issues](#)（英語）

■ 関連資料紹介

- 今知っておきたい「新リース会計基準」
- 徹底解説 税効果会計の実務〈第3版〉
- 投資ファンドの開示例（2024年12月版）（英語）
- IFRS®会計基準の初見分析 - IFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」
- SSBJの審議動向

■ ソーシャルメディアのご紹介

リサーチ／報告書、解説記事、動画による解説など、KPMGの知見を集めた独自コンテンツを発信しています。



■ 会計・開示コンテンツアーカイブのご紹介

会計・開示コンテンツをトピック別、業種別で絞り込み、一覧表示することができます。

kpmg.com/jp/search-tool



■ KPMG Japan Insight Plusのご紹介

<https://kpmg.com/jp/ja/home/campaigns/2022/04/insight-plus.html>

この度、KPMGジャパンは、KPMGジャパンのセミナーや、動画コンテンツを会員限定で提供するウェブサイト「KPMG Japan Insight Plus」を開発いたしました。

KPMGジャパンのナレッジを、ビジネストピック別にご紹介しているほか、会員登録の際にご興味のあるトピックを選択いただくと、その内容が定期的にメールにて配信されるサービスもご提供しています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません。(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IAS®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、KPMG IFRG Limitedおよび有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および(または)登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

- あずさ監査法人トップページ(Link)
- 日本基準 (Link)
- IFRS会計基準 (Link)
- 米国基準 (Link)